○蔵王町移住支援事業支援金支給要綱

令和元年９月１１日

要綱第１９号

改正　令和３年３月３１日要綱第７号

令和４年３月２４日要綱第１０号

（目的）

第１条　この要綱は、移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から蔵王町へ移住する者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において蔵王町移住支援事業支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給等については、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（支援金額）

第２条　支援金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

（１）一般世帯（単身世帯以外のもの）での移住　１，０００，０００円

この場合において、１８歳未満の世帯員を帯同して移住するとき、１８歳未満の者１人につき、３００，０００円を加算する。

（２）単身世帯（世帯員が１人だけのもの）での移住　６００，０００円

（対象者要件）

第３条　支援金の対象となる者は、次の第１号から第９号までのいずれの要件にも該当し、一般世帯の申請をする場合にあっては第１０号の要件をも満たす者とし、１８歳未満の世帯員の加算を申請する場合は第１１号の要件を満たす者とする。

（１）県実施要領第５の１（１）①（ア）に該当すること。

（２）県実施要領第５の１（１）②（ア）及び⑤による申請の場合は、平成３１年４月１日以降に蔵王町に転入し、支援金の申請時において、蔵王町内に住所を有すること。

また、県実施要領第５の１（１）②（イ）、③及び④による申請の場合は、

令和３年４月１日以降に転入し、支援金の申請時において、蔵王町内に住所を有すること。

（３）支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

（４）蔵王町に移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

（５）対象者及び同一世帯の者全員が、町税等を滞納していないこと。

（６）対象者及び同一世帯の者全員が、蔵王町暴力団排除条例（平成２４年蔵王町条例第２３号）に規定する暴力団員等及び反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（７）日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（８）県実施要領第５の１（１）②、③、④及び⑤のいずれかに該当すること。

　なお、県実施要領第５の１（１）④は次のア、イ、ウのうち、いずれかの要件を満たす者とする。

ア蔵王町への転入時に満５５歳未満で、蔵王町の移住（農業）体験事業に参加経験を有する者

イ蔵王町への転入時に満５５歳未満で、蔵王町出身者である者

ウ蔵王町への転入時に満５５歳未満で、過去３年間のうち２年間以上蔵王町へのふるさと納税を行い、かつ蔵王町の行政広報紙の送付を２年以上希望している者

（９）その他、蔵王町及び宮城県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（１０）一般世帯の申請をする場合にあっては、県実施要領第５の１（１）①（エ）に該当すること。

（１１）１８歳未満の世帯員の加算を申請する場合にあっては、県実施要領第５の１（１）①（オ）に該当すること。

（支給の申請）

第４条　支援金の支給を受けようとする者は、転入後３か月以上１年以内に、次の

各号に定める書類を、町長に提出しなければならない。

（１）全員が提出必須の書類

ア蔵王町移住支援事業支援金支給申請書（様式第１号）

イ写真付き身分証明書の写し

ウ移住元の住民票の除票の写し

エ蔵王町の住民票の写し

オ支援金の振込先となる申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し

カ移住支援金の支給申請に関する誓約事項（様式第１号別紙１）

（２）東京２３区以外の東京圏から東京２３区への通勤者のみ提出が必要な書類

ア東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書等

（３）東京２３区以外の東京圏から東京２３区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

ア開業届出済証明書等

イ個人事業等の納税証明書

（４）東京２３区以外の東京圏から東京２３区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類

ア在学期間の確認ができる卒業証明書、成績証明書等

（５）一般世帯向けの支援金を申請する場合に必要な書類

ア移住元の世帯全員分の住民票の除票の写し

（６）１８歳未満の世帯員の加算を申請する場合に必要な書類

ア移住元の住民票の除票の写し（申請日の属する年度の４月１日時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し）

（７）就職に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類

ア就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第２号）

（８）テレワークに関する要件の申請者のみ提出が必要な書類

ア就業証明書（移住支援金の申請用）※テレワーク用（様式第２号の２）

（９）移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

ア起業支援金の交付決定通知書

（１０）関係人口に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類

ア申請者の蔵王町の住民票（第３条第１項第８号イ及びエに該当する場合）

イ申請者の戸籍の除票（第３条第１項第８号ウに該当する場合）

（１１）前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

（支給の決定）

第５条　町長は、第４条の規定による申請に基づき、支給の可否を決定したときは蔵王町移住支援事業支援金支給（不支給）決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（支援金の請求）

第６条　第５条の支給決定通知を受けた者は、速やかに蔵王町移住支援事業支援金請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（支援金の支払）

第７条　町長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支援金の金額を一括で申請者に支給しなければならない。

２　支給は原則として、預金口座への振込によるものとする。

（支給の決定の取り消し等）

第８条　町長は、第５条の規定により支援金の支給決定の通知を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるときは、支給決定を取り消すとともに、申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第９条　支援金の支給を受けた者が、次の第１号から第４号までのいずれかに該当するときは支援金の全額を、第５号に該当するときは支援金の半額を、町長が別に指示する方法により返還しなければならない。

（１）虚偽の申請等をした場合

（２）移住支援金の申請日から３年未満に宮城県外に転出した場合

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（テレワーク及び関係人口の要件に該当するものを除く。）

（４）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に宮城県外に転出した場合

２　町長は、前項の規定により支援金を返還しなければならない受給者に対し、蔵王町移住支援事業支援金返還通知書（様式第５号）により支援金の返還を請求するものとする。

（支援金の返還免除）

第１０条　町長は、前条の規定により支援金を返還しなければならない受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部の返還を免除することができる。

（１）就業先の企業等が倒産したとき。

（２）精神又は身体に著しい障害が発生したとき。

（３）災害その他やむを得ない事由が生じたことを町長が認めるとき。

２　前項の規定により、支援金の返還免除を希望する者は、蔵王町移住支援事業支援金返還免除申請書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を蔵王町移住支援事業支援金返還免除可否決定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（住所変更の届出）

第１１条　移住支援金の申請日から５年以内に申請者が他の市町村へ転出するときは、宮城県移住支援事業に係る住所変更届（様式第８号）を事前に町長へ提出しなければならない。

（立入検査等）

第１２条　町長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、支給者に対し、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

２　この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附　則（令和３年要綱第７号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年要綱第１０号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

（表）

蔵王町長　殿

申請年月日　　　　年　　月　　日

蔵王町移住支援事業支援金支給申請書

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第５の１（１）及び蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第４条の規定により、移住支援金の支給を申請します。

１　申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦　年　　月　　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

２　移住支援金の内容（該当する箇所に〇を付けてください。）

世帯区分	1.一般世帯　2.単身世帯		
一般世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（1の申請者は含まない。）	人	左記世帯員の人数のうち18歳未満の者の人数	人
移住支援金の種類	1.就業　　2.起業　　3.専門人材　　4.テレワーク　　5.関係人口		

３　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください。）※

別紙１「移住支援金の交付申請に関する制約事項」に記載された内容について		Ａ．誓約する		Ｂ．誓約しない
別紙２「宮城県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		Ａ．同意する		Ｂ．同意しない
申請日から５年以上継続して、蔵王町に居住する意思について		Ａ．意思がある		Ｂ．意思がない
（就業・起業の場合のみ記載）就業日から５年以上継続して、就業・起業する意思について		Ａ．意思がある		Ｂ．意思がない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		Ａ．３親等以内の親族に該当しない		Ｂ．３親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）蔵王町への移住の意思について		Ａ．自己の意思である		Ｂ．所属からの命令である

※　Ｂ．に該当がある場合は移住支援金の支給対象になりません。

４　移住元の住所

住所	〒

５（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京２３区への在勤・通学の履歴

※過去１０年のうち通算５年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先・通学先	就業地・通学地

※東京２３区への在勤後、移住前に東京２３区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

（裏）

6　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年　回程度／行くことはない／その他（　　　　　　　）

管理コード（宮城県及び蔵王町使用欄）	

7　添付書類

【全員が提出必須の書類】
□写真付き身分証明書の写し
□移住元の住民票の除票の写し
□蔵王町の住民票の写し
□支援金の振込先となる預金通帳（金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるもの）又はキャッシュカードの写し
□移住支援金の交付申請に関する誓約事項（別紙１）

【東京２３区以外の東京圏から東京２３区への通勤者のみ提出が必要な書類】
□東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書等
※移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

【東京２３区以外の東京圏から東京２３区に通勤していた法人経営者又は個人事業者のみ提出が必要な書類】
□開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できるもの）
□個人事業等の納税証明書

【東京２３区以外の東京圏から東京２３区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に参入する場合のみ提出が必要な書類】
□在学期間の確認ができる卒業証明書、成績証明書等

【一般世帯（単身世帯以外）向けの金額を申請する場合に提出が必要な書類】
□移住元の住民票の除票の写し（申請者以外の方も確認できるもの）

【１８歳未満の世帯員の加算を申請する場合に提出が必要な書類】
□移住元の住民票の除票の写し（申請者以外の方も確認できるもの）
□申請日の属する年度の４月１日時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し

【移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類】
□就業先企業等の就業証明書

【移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類】
□就業先起業等の就業証明書※テレワーク用

【移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類】
□起業支援金の交付決定通知書

【移住支援金（関係人口の場合）申請者のみ提出が必要な書類】
□申請者の蔵王町の住民票（支給要綱第３条第１項第８号イ及びエの該当者）
□申請者の戸籍の除票（支給要綱第３条第１項第８号ウの該当者）

別紙１

移住支援金の支給申請に関する誓約事項

１　宮城県移住支援事業に関する報告及び調査について、宮城県及び蔵王町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領第５の１（２）及び蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第９条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）要綱第８条の規定により支援金の支給決定が取り消された場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満で宮城県外に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（テレワーク及び関係人口の要件に該当するものを除く。）：全額

（４）地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に宮城県外に転出した場合：半額

３　移住支援金の申請日から５年以内に蔵王町以外の市町村に転出する場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領に基づき蔵王町に住所変更の届出を提出します。この住所変更の届出は、申請日から５年以内に他の市町村に移動する都度、蔵王町に提出します。

年　　月　　日

申請者氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙２

宮城県移住支援事業及び蔵王町移住支援事業に係る個人情報の取扱い

宮城県及び蔵王町は、宮城県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、宮城県及び蔵王町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、宮城県及び蔵王町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

蔵王町長　殿

所在地

事業者名　　　　　　　　　　　　印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週２０時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	３親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	□目的達成後に離職することが前提ではない
	□プロフェッショナル人材事業　□先導的人材マッチング事業
	【勤務者の業務内容】
	【人材を仲介した事業者名】

宮城県移住支援事業及び蔵王町移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、宮城県及び蔵王町の求めに応じて、宮城県及び蔵王町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第２号の２（第４条関係）

年　　月　　日

蔵王町長　殿

所在地
事業者名　　　　　　　　　　　　　　印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）※テレワーク用

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先部署（テレワーク元）の所在地	
勤務先（テレワーク元）の電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

宮城県移住支援事業及び蔵王町移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、宮城県及び蔵王町の求めに応じて、宮城県及び蔵王町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第３号（第５条関係）

（表）

蔵王町指令第　　　　号

年　　月　　日

様

蔵王町長

蔵王町移住支援事業支援金支給（不支給）決定通知書

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領第５の１（１）及び蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第５条の規定により、以下のとおり移住支援金を支給することを決定しましたのでお知らせいたします。（支給しないこととしたので通知します。）

（支給する場合）

支給決定額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。御了承ください。
※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下３桁）：

振込先口座名義：

（不支給の場合）

不支給の理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（備考）

１　蔵王町は、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領第５の１（２）及び蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第９条の規定により、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- 蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第８条の規定により支給決定を取り消した場合：全額
- 町長の求めに応じ必要な事項の届け出，報告及び調査等に応じない場合：全額
- 申請日から３年未満で宮城県外の市区町村に転出した場合：全額
- 申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- 申請日から３年以上５年以内に宮城県外の市区町村に転出した場合：半額

（裏）

2　蔵王町は、蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第１２条の規定により、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業及び蔵王町移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、又は調査を行う場合があります。報告及び調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

3　フラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

・この通知書はフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
・移住支援金の返還を請求された場合はフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
・移住支援金を受領した方に対するフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、支給決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	

様式第４号（第６条関係）

蔵王町移住支援事業支援金請求書

年　　月　　日

蔵王町長　殿

（申請者）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　印
電話番号

年　　　月　　　日付け蔵王町指令第　　　　　号で支給決定通知のあった蔵王町移住支援事業支援金について、蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　支援金請求額　　　　　　　　　　円

様式第５号（第９条関係）

蔵王町指令第　　　号

住所

氏名　　　　　　　　　　　様

蔵王町移住支援事業支援金返還通知書

　　年　　月　　日付け蔵王町指令第　　　号で支給決定した蔵王町移住支援事業支援金については、蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第９条の規定により、その額を金　　　　　円に再決定し、同要綱第９条の規定により超過支給額金　　　　　円を　　年　　月　　日までに返還することを命じます。

年　　月　　日

蔵王町長

記

１　理由

蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第９条第　号に該当したため。

様式第６号（第１０条関係）

年　　月　　日

蔵王町長　殿

申請者　　住所

氏名

蔵王町移住支援事業支援金返還免除申請書

　　年　　月　　日付け第　　号で支給決定があったこのことについて、蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第１０条の規定に基づき、支援金の返還免除を希望したいので、下記のとおり申請します。

返還免除理由

管理コード	

様式第７号（第１０条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

蔵王町長

蔵王町移住支援事業支援金返還免除可否決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについて蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第１０条第３項の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

返還額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

○返還期限日　　　　年　　月　　日
　※返還を命じられた場合、別紙納付書により返還を行うこと

○返還免除可否決定事由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管理コード	

様式第８号（第１１条関係）

蔵王町移住支援事業に係る住所変更届

年　　月　　日

蔵王町長　殿

申請者住所

氏名

年　　月　　日付けで支給決定のありましたこのことについて、以下のとおり住所を変更しますので、蔵王町移住支援事業支援金支給要綱第１１条の規定により、届け出ます。

記

１　現在の住所

２　新しい住所

３　変更予定年月日

４　電話番号

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第２号の２（第４条関係）

様式第３号（第５条関係）

様式第４号（第６条関係）

様式第５号（第９条関係）

様式第６号（第１０条関係）

様式第７号（第１０条関係）

様式第８号（第１１条関係）